標準報酬月額の改定が必要なとき

業務部　資格課

標準報酬月額は、資格取得時に決定した後、毎年１回の定時決定で見直します。ただし、次の場合は標準報酬月額の改定届が必要となります。このフローチャートは私学共済ホームページにも掲載しています。ダウンロードして活用してください。

STEP　1

固定的給与の変動又は**給与体系の変更**がありましたか。
残業代など、非固定的給与のみの増減は「いいえ」へ

いいえ → **STEP　3－2**

はい ↓

STEP　2

報酬の変動の理由は次のうちどれですか。
①**固定的給与の変動**…昇給や降給、通勤手当、扶養手当、処遇改善費等毎月固定に支払う手当の変更など
②**給与体系の変更**…月給者から時給者へ変更
③**産休・育休終了後、時間短縮勤務をしている**
④**60歳以上で、退職後引き続き再雇用されたが報酬が下がった**
※原則として休職を理由とした報酬改定はできません。
※病気等で勤務時間を短縮し、基本給から一定額を控除して支給するような場合は固定的給与の変動にはなりません。

①②は**STEP　3-1**へ　／　③は**STEP　3-2**へ　／　④は**STEP　3-3**へ

STEP　3-1

変動月以後の継続した３か月間のいずれの月も、支払基礎日数※が17日以上（短時間労働加入者は11日以上）ありましたか。
※支払基礎日数‥‥月給者・週給者は暦日数、日給者・時給者は出勤日数

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

STEP　4

その３か月間の報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて**２等級以上の差**がありますか。

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

STEP　5

その差は、固定的給与の変動と同じ動きになっていますか。
例えば固定的給与が上がったならば、等級も上がっていますか。

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

STEP　6

固定的給与の変動は、定期昇給のように、毎年同じ時期に発生が見込まれるものですか。また、その変動月以後３か月のうち、例年繁忙であるために、他の時期と比べて非固定的給与を多く支払う月がありますか（定期昇給と繁忙の時期が重複していますか）。

いいえ → **「標準報酬月額改定届書（即時改定用）DL」**を提出してください。
改定月：再雇用した日の属する月
提　出：再雇用契約上の月額（見込額）を速やかに届け出

はい ↓

学校法人等からの申立書及び加入者の同意があれば、年間報酬額で決定できる可能性があります。要件を確認して、**「標準報酬月額改定届書（年平均用）DL」**を提出してください。
※要件は私学共済ホームページ［様式用紙等ダウンロード▶標準報酬月額改定届書（年平均用）］で確認してください。［よくある質問（Q&A）］も併せてご覧ください。
※要件に該当しない場合は通常の随時改定の該当者ですので、「標準報酬月額改定届DL e」を提出してください。
※要件に該当するが、年間報酬額が現在確認されている等級と同じ、又は下回る等により随時改定を行わない場合は、その旨が分かるように**「標準報酬基礎届書DL e」の提出時**に、年平均の保険者決定を申し出てください。

STEP　3－2

育児休業等を終了した日において、当該育児休業等にかかる３歳未満の子を養育していますか。

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

復職月以後の継続した３か月間のうち、支払基礎日数が17日以上の月が１か月以上ありますか。

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

その報酬の月平均額は、従前の標準報酬月額と比べて**１等級以上**の差がありますか。

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

加入者本人が改定を希望していますか。

いいえ → **STEP 3-1**へ

はい ↓

「標準報酬月額改定届書（産休・育休終了者用）DL」を提出してください。
改定月：復職月から４か月目
提　出：復職月から３か月間の報酬を改定月の10日までに届け出

STEP　3-3

再雇用後の報酬は、従前の標準報酬月額と比べて**１等級以上**の差がありますか。

いいえ → 標準報酬月額改定届は不要です

はい ↓

加入者本人が改定を希望していますか。

いいえ → **STEP 3-1**へ

はい ↓

再雇用契約書等の写しを添付して、**「標準報酬月額改定届書（即時改定用）DL」**を提出してください。
改定月：再雇用した日の属する月
提　出：再雇用契約上の月額（見込額）を速やかに届け出

「標準報酬月額改定届書DL e」を提出してください。
改定月：変動月から４か月目
提　出：変動月から３か月間の報酬を改定月の10日までに届け出

2026.6